

被 保 険 者 各 位

近畿電子産業健康保険組合
理事長 岡 本 弘

健康保険料率の改定について（通知）

健康保険組合の財政状況は、被保険者数の減少並びに景気低迷による報酬の伸び悩みによりまして、保険料収入が大幅に減少する一方、高齢者医療支援金・納付金等の支出増加により、収支が逼迫している状況にあり、去る平成 22 年 1 月 25 日の組合会にて、健康保険料率を現行の 70%から平成 22 年 3 月分（任意継続被保険者は平成 22 年 4 月分）から 80%に改定することが決定されましたのでお知らせいたします。

介護保険については、平成 22 年度は積立金を取り崩して現行どおり 11%とさせていただきます、平成 23 年度には改めて保険料率の検討を行わせていただきたいと思います。と存じます。

不景気が続き企業や家計の財政が厳しい中まことに心苦しいことではございますが、なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点は健康保険組合までお問い合わせください。TEL06-6211-8866

記

1. 保険料率について

		平成 22 年 2 月分まで	平成 22 年 3 月分から (平成 22 年 4 月 30 日納付期限)	使 途
健康 保 険 料 率	一 般 保 険 料 率	基本保険料率 32.2 1000	40.1 1000	当健康保険組合加入者の医療給付等に充てる保険料
		特定保険料率 36.6 1000	38.7 1000	高齢者の医療を支える費用に充てる保険料
	調整保険料率 1.2 1000	1.2 1000	全国の健康保険組合間の共同事業に充てる保険料	
介護保険料率 11.0 1000		11.0 1000	介護保険第 2 号被保険者（40～64 歳）分の保険料	

2. 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額について

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、毎年度前年の 9 月 30 日現在における全被保険者の標準報酬月額を基に決定することとなっています。

当健康保険組合全被保険者の平均標準報酬月額は、平成 21 年 9 月 30 日現在で **340 千円** となっており前年度と変更がありません。なお、この標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額が 360 千円以上の方に適用されるものであり、退職時の標準報酬月額が 340 千円以下の方につきましては退職時の標準報酬月額がそのまま適用されます。

3. 健康保険組合の財政（健康保険勘定）の概況と平成 22 年度の健康保険料率について

1. 平成 20 年度までの財政状況

被保険者数、平均標準報酬月額、総標準賞与額は堅調に推移し、健康保険料収入も平成 19 年度は 200 億円を超え順調に伸びて参りました。支出では、保険給付費が被保険者数の伸び率を上回る割合で上昇して参りました。老人保健・退職者給付拠出金は平成 19 年度に前年度比約 16 億円増加し約 82 億円となり、新しい高齢者医療制度が開始された平成 20 年度には高齢者医療支援金、納付金等が 100 億円を超えました。平成 19 年度までは収支が黒字で剰余金を別途積立金として積立をし、平成 19 年度末には積立額が 129 億円に達しました。平成 20 年度は赤字に転じ、16 億円を取り崩しました。

2. 平成 21 年度決算見込み

これまで順調に伸びてきた被保険者数が年度途中に大規模事業所の経営統合による脱退の影響を受け減少するとともに、景気悪化の影響で標準報酬月額が減少に転じ、総標準賞与額も大幅に減少するため、保険料収入が前年度より約 15 億円減少し、199 億円となる見込みです。支出は、保険給付費が前年度比 3.5% 上昇し 118 億円と見込まれ、高齢者医療支援金・納付金は 110 億円に達します。その結果、別途積立金は、ほぼ今年度の予算見込みどおり、保険料率を据え置いた代わりに 39 億円を繰り入れ、残高は 74 億円となる見込みです。

3. 平成 22 年度予算策定の前提となる状況

算定基礎数値としましては、年度当初から大規模事業所の経営統合による脱退が予定されており、被保険者数は 52,500 名と推計させていただきます。標準報酬月額は現在の景気状況からほぼ現状維持の 340,000 円、総標準賞与額は 50 億円減少の 420 億円と見込ませていただきます。

健保組合を取り巻く諸情勢については、協会けんぽ（旧政府管掌健康保険）の支出を実質的に肩代わりする後期高齢者支援金の算定方法を改定する法案が成立すれば、さらに高齢者医療支援金・納付金の支出が増加することが予想されます。

協会けんぽ は平成 22 年度の保険料率を現在の 82% から 93% 台に引き上げる予定です。

平成 21 年度予算における健保組合全体の平均保険料率は 74.29%（対前年度 0.63 ポイント増）、1,485 組合中赤字組合は 1,352 組合、赤字総額約 6,200 億円となっており、平成 22 年度はさらに財政悪化が予想されています。

政府与党は、高齢者医療制度の改革を行い平成 23 年春に新制度法案を成立させ、平成 25 年度からの施行を目指しています。その他には、医療保険制度の一元化、税と社会保険料の一体的徴収を行う歳入庁の創設を行うとしていますが具体案は未だ示されていません。

4. 平成 22 年度 健康保険料率について

事業所脱退による被保険者数の減少と景気悪化による標準報酬総額の低迷による保険料収入の大幅な減少、増え続ける保険給付費と高齢者医療の負担金増加により、保健事業の見直し、歳出削減努力を行っても現行の保険料率では平成 22 年度中に別途積立金をほぼ使い果たし、平成 23 年度には準備金を取り崩したとしても財政が立ち行かなくなります。

平成 23 年度収支を黒字化するには 90% を超える健康保険料率が必要です。しかし、あまりに急激な引き上げは現実には不可能ですし、幸いにもこれまで積みあげてきた別途積立金がありますので、平成 22 年度は保健事業の見直しと歳出削減を行い、別途積立金を 41 億円繰り入れ、健康保険料率を 10% 上げて 80% とし、後期高齢者の支援金算定方法の改定法案等の成立動向などの諸情勢を踏まえた上で、平成 23 年度以降は改めて保険料率、保健事業等の検討を行いたいと存じます。また、別途積立金の平成 22 年度末残高は 32 億円となる見込みですが、これを不測の事態に備えて保有しておきたいと存じます。

* 別途積立金・・・健康保険組合が独自に年度決算後の剰余金を積み立てておくお金

* 準備金・・・保険給付費・高齢者医療支援金・納付金等の支払いに充てるため、その支払額の 3 ヶ月分相当額を法律に定められて積み立てておくお金